

37 多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成22年11月12日、東京都多摩市の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に、所有家屋の損傷被害及び睡眠障害の健康被害が生じたのは、申請人宅前の都道から発生する道路交通振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。